

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1 自然条件

御嵩町は、岐阜県の中南部、可茂地区の南に位置し、町域は東西12.4km、南北8.9kmの広がりを持ち、面積は56.69km²を有している。

中部圏の中核都市である名古屋市及び県都岐阜市まで35kmの圏内にあり、東は瑞浪市、西は美濃加茂市、可児市、南は土岐市、北は八百津町と接している。

2 地質条件

御嵩町の周囲は山で囲まれており、面積の58.9%（約3,343ha・令和5年度）が山林である。山林は、希少動物が生育する貴重な里山であり、712haが保安林に指定されている。

また、町内の中央を可児川が東西に流れ、北部には木曽川が流れている。西には、美濃太田盆地の一角を担う平坦地が広がり、南は緩やかな丘陵地、北は小高い山が連なっている。

3 気象条件

御嵩町は、周囲を山で囲まれており、気候は内陸であるため、昼夜の気温較差はややあるものの、雨、雪のいずれも少なく、県下では降雨量の少ない温暖な地域である。

年間平均気温は、最近10年間は、15℃前後を推移し、降水総雨量は、年間1,500～2,000mm程度で推移している。

4 災害条件

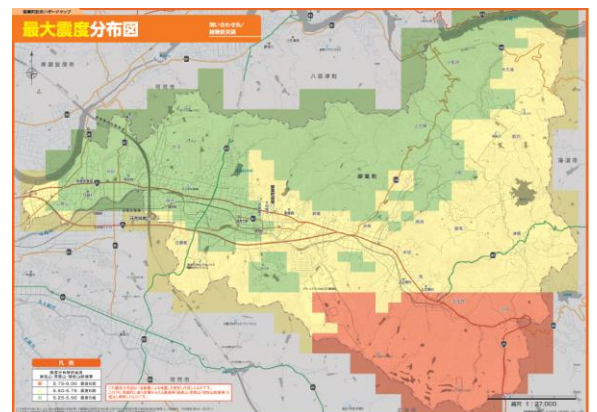
① 洪水・土砂

洪水は、御嵩町の地勢的条件から集中豪雨に伴う山腹の崩壊等による土砂の流出を伴う土砂災害（特に、地すべり）の発生が予想されるものの、低地帯のように広い地域にわたって長期間たん水による大規模水害が発生するものではないと考える。具体的に御嵩町防災ハザードマップによると、可児川流域に6時間に205mmの大雨が降り堤防から氾濫したことを想定した場合、周辺より土地が低くなっている顔戸グランド周辺と伏見地区野崎公民館南で3.0m以上の浸水が予想されている。土砂災害については、上之郷地区に土石流や急傾斜地の土砂災害警戒区域が複数指定されており、特に注意が必要である。

② 地震

御嵩町における地震による大規模被害は、濃尾地震のみであるが、他災害と異なりその発生予測あるいは直接的な予防対策がないことから、発生が憂慮されている南海トラフ地震等が発生すれば家屋が密集しているところや、亜炭鉱廃坑で特に坑道の浅い地域では、濃尾地震以上の被害が予想され、急傾斜地を中心に地すべり、山くずれ、がけ崩れ等の大きな被害が予想される。具体的に御嵩町最大震度マップによると、「活断層による地震」を想定した場合、町内全体で震度は5強～6弱が想定されている。

出典：御嵩町ハザードマップ



③火災

御嵩町の地域内においては、大火災の発生は近年少ないが、家屋が密集しているところが多く、強風あるいは大地震時においては、大火災のおそれがある。また、御嵩町の林野面積は町域の約6割を有していることから、地形的条件や、水利の悪い地域にあっては、大規模な林野火災の発生が考えられる。

④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、御嵩町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

⑤過去の災害

町域における主な災害は、次のとおりである。

災害発生年月日	災害の種別	主な被害地域	被害状況その他
明治24年10月28日	濃尾地震	町内一円	死者11名、負傷者38名、全壊379戸、半壊494戸
昭和51年9月12日	豪雨災害	町内一円	床下浸水4戸
平成11年9月15日	豪雨災害	町内一円	軽傷1名、全壊1戸、一部破損3戸 床下浸水11戸、自主避難1世帯2名 避難勧告2世帯11名
平成22年7月15日	短期的局地的豪雨災害	町内一円	全壊1戸、一部破損3戸、床上浸水 (住宅26戸、病院2棟、福祉施設1棟)、 床下浸水72戸、避難勧告132世帯480名 (避難者65世帯161名)
平成23年9月20日	台風15号	町内一円	死者1名、軽傷1名、全壊1棟(倉庫) 半壊4戸、一部破損1戸、床上浸水18戸 (住宅16戸、病院1棟、福祉施設1棟)、 床下浸水68戸、避難指示8世帯21名、 避難勧告2,328世帯6,506名、 避難者153世帯355名、断水109戸

5 社会条件

①人口

御嵩町の人口は、昭和15年～25年にかけて大幅に増加したものの、一時は減少傾向を示した。しかし、昭和45年以降は増加に転じていたが、平成22年度の国勢調査では平成17年度の人口19,272人よりも減少し18,824人、令和2年度は17,516人まで減少している。近年はその増加率がやや停滞気味からやや減少の傾向にある。一方世帯数は年々増加しており、昭和60年に1世帯当たりの人数が平均3.9人であったのが、平成22年は3.0人、令和2年には2.6人まで減少し、核家族化・少子化の傾向が表われている。

また、65歳以上の高齢者の人口比率が増加しており、昭和60年には11.7%であったものが、平成22年には24.2%、令和2年には31.8%まで上昇している。こうした高齢者人口の増加は、災害時に行動が不自由な避難行動要支援者対策の必要性を示している。

② 土地利用

近年の動向をみると、宅地や工場用地が増大している。

御嵩町の市街地は、用途地域が指定されている既成市街地と、東海環状自動車道の可児御嵩 IC 及び国道21号バイパスの整備に伴い、周辺の宅地化が進み、発展途中にある新市街地により構成される。既成市街地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備は行われておらず、市街地の安全性と利便性の向上が必要とされている。

今後は、自然環境の保全と調和を考慮し、また防災上の視点を踏まえ、計画的な土地利用に基づいて整備を図ることが必要とされる。

③ 産業

ア. 農業

ビニールハウスを利用したイチゴやきゅうりの栽培、また生産調整作物として夏秋なすが注目されているが、農家の多くは小規模の兼業農家である。

イ. 工業

主要産業である工業は、工業団地「グリーンテクノみたけ」「平芝工業団地」を中心に、無公害、研究開発型企業などの付加価値で技術力の高い企業を誘致しており、従来の窯業・土石製品製造業からプラスチック製品製造業への構造転換が図られている。特に、東海環状自動車道開通により、企業誘致が促進されている。

ウ. 商業

御嵩駅周辺や中山道、国道21号沿道にやや集積が見られる程度で、隣接の可児市への買い物が多くなっている。

エ. 観光

中山道の御嶽宿、伏見宿をはじめ、歴史の道「中山道」や東海自然歩道の街道ウォーキングに訪れる観光客が多い。

④ 交通

ア. 道路

御嵩町は、東西を走る国道21号や町を南北に貫く「東海環状自動車道」をはじめ、主要地方道の多治見白川線、恵那御嵩線、一般県道の井尻八百津線、御嵩可児線、御嵩犬山線、飛騨木曾川公園線、多治見八百津線、御嵩川辺線などにより道路網が形成されている。

特に、東海環状自動車道可児御嵩 IC が近接し、アクセス道路となる国道21号可児御嵩バイパスの整備により、交流圏域が広がった。今までも国道21号により岐阜市や犬山市など名古屋方面、土岐市方面と結ばれていたが、さらに東海環状自動車道により美濃市、豊田市方面などとの交通の利便が向上している。

イ. 鉄道・バス

御嵩町と名古屋圏を鉄道で結ぶ名鉄広見線が町の中央部までを走り、町内には顔戸、御嵩口、御嵩の3駅が配置されている。同路線は通勤・通学のための重要な交通手段であるが、利用者は大きく減少している。名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の乗降者数は、平成9年度に約207万人をピークに減少を続け、令和2年度には70.8万人まで減少したが、以降は微増しており、令和6年度は79.2万人となっている。名鉄広見線については、今後の運行について協議がなされている状況にある。

バス路線については、御嵩町が交通不便地域の解消や高齢化に対応するためコミュニティバス（ふれあいバス、ふれあい予約バス）を運行するとともに、廃止された名鉄八百津線の代替バス（YA0バス）を可児市、八百津町とともに運行している。

※出典：御嵩町地域防災計画 資料 令和2年国勢調査、名鉄広見線活性化協議会

(2) 商工業者の状況

	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
農林漁業	4	3	製造業は2か所ある工業団地には大企業が集積し、小規模事業者は町内各地に点在している。飲食業は御嵩駅周辺や国道21号線沿いに多い傾向がある。
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
建設業	77	72	
製造業	87	52	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	
運輸業、郵便業	9	4	
卸売業、小売業	145	91	
金融業、保険業	12	12	
不動産業、物品賃貸業	16	16	
学術研究、専門・技術サービス業	15	14	
宿泊業、飲食サービス業	64	46	
生活関連サービス業、娯楽業	58	54	
教育・学習支援業	15	15	
医療、福祉	14	13	
複合サービス業	4	3	
サービス業（他に分類されないもの）	31	23	
合計	566	427	

※出典：令和3年経済センサス

(3) これまでの取組み

1 御嵩町の取組み

- ・御嵩町地域防災計画の策定（平成26年4月改定、令和7年4月一部改定）
- ・総合防災訓練の実施（毎年1回実施。直近では令和7年9月に実施）
- ・自主防災組織の育成
- ・防災備品の備蓄（食料：アルファ米、サバイバルフーズ、飲料水など）
（資機材：エアベッド、パーティション、発電機、投光器、水盤器具、テントなど）
（その他：トイレカー（マルモビ）簡易トイレ、二つ折り担架、パック式毛布など）

2 御嵩町商工会の取組み

【商工会BCP策定に向けての取組】

- ・商工会BCP策定基本コース受講
（令和2年8月18日、令和2年9月24日 各3名参加）
- ・商工会のBCP策定（令和2年12月1日）

【事業者向けの取組】

- ・商工会役員向けのBCP講習会
（令和2年6月26日 20名参加）
- ・商工会員向け「ビジネス総合保険制度」への加入促進（商工会誌にて全会員に周知）

※ビジネス総合保険制度は、事業活動における賠償・事業休業・財物損壊等を総合的に補償

- ・商工会青年部員向けの熊本地震被災地視察
（令和6年1月23～24日 11名参加）
- ・商工会会員向けのBCP講習会
（令和6年2月7日 7名参加）

【防災・減災の取組】

- ・感染症対策備品の保有状況
- ①手指消毒装置付き自動検温器（会館入り口用）
- ②消毒用アルコール（24リットル）
- ③サージカルマスク（100枚）
- ④消毒用ボトル・スプレー（10本）＊入り口、相談室、会議室用
- ⑤フェイスシールド（10枚）＊税務相談時に税理士に配布
- ⑥除菌ウェットティッシュ（30枚）＊会議時のマイク消毒用

II 課題

①事業者の防災・減災の対策について

御嵩町の小規模事業者の多くは、防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことと、ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況である。

感染症への対策においては、関心は高まっているものの、メディアを中心に様々な情報があふれており、そうした現状を踏まえて、御嵩町商工会は御嵩町と連携して正しい情報や有用な情報を収集し、必要な対策を周知啓発する必要がある。予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

②商工会職員の支援スキルの習得

御嵩町商工会は、これまで「経営改善普及事業」や「経営発達支援事業」を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできたが、防災・減災に関する知識やノウハウ等が不足している。

③商工会自身の事業継続について

御嵩町商工会は商工会自身の被災経験がなく、現時点において自然災害発生時における機能発揮が不安視されている。また、事業継続にかかる対応事項等が明確になっていない。

④御嵩町と商工会との連携について

御嵩町商工会と御嵩町との連携はとれているが、有事において、商工会活動の早期復旧及び御嵩町との情報共有を図ることができる具体的な体制が整備されていない。

III 目標

自然災害等の発生時においても、事業運営への影響を最小限に留め、事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域経済と雇用維持の安定を目指す。

その実現に向け、発災前においては、事業継続に資する事業者BCPの必要性の周知と策定支援を強化すると共に、発災後においては、迅速な商工会の機能立上げと関係機関との連携体制の構築を図る。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている中で事業活動を行うことが求められており、感染症に対する対策も手探りの状況である。

小規模事業者は地域の経済・社会等において非常に重要な役割を担っており、事業の継続性を少しでも高めることが重要となる。そのため、様々な災害及び感染症のリスクを想定した事前対策と事業者BCPの早期普及等が重要になってくる。

①事業者の防災・減災の対策について

巡回・窓口指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害や感染症等のリスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所の立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援する。

(目標件数)

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年20件
- ・事業者BCP策定支援事業者数：年4事業所
- ・事業者BCP策定事業者数：年2事業所

②商工会職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援の手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③商工会自身の事業継続について

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身のBCPの確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

④御嵩町と商工会との連携について

御嵩町商工会と御嵩町が、被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な体制を整備する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～ 令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

御嵩町商工会と御嵩町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

(自然災害)

- ・巡回指導時等に、御嵩町防災ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部・女性部など各種団体活動において、事業者BCP策定や訓練等の取組事例を紹介する。

(感染症)

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液などの一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②事業者BCP策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者BCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・御嵩町商工会は、令和2年12月に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに、共済加入相談に対応する。
- ・可茂地区の各商工会と定期的を開催する経営指導員会議において、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・策定した事業者BCPの取組状況を年1回確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・御嵩町商工会法定経営指導員と御嵩町まちづくり課担当者により、本計画の状況確認や改善点等について、年1回情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・上記の御嵩町商工会法定経営指導員と御嵩町まちづくり課担当者による情報共有時において、自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、御嵩町との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基にSNSにより職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を御嵩町商工会と御嵩町で共有する。

②感染症の際の対応

- ・感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、商工会自身の感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・御嵩町商工会と御嵩町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。
- ・本計画により、御嵩町商工会と御嵩町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

＜被害規模の目安は以下を想定＞

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会員事業所のうち10%（40件）程度で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内会員事業所のうち3%（12件）程度で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会員事業所のうち3%（12件）程度で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・町内会員事業所のうち2%（8件）程度で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

・連絡先窓口

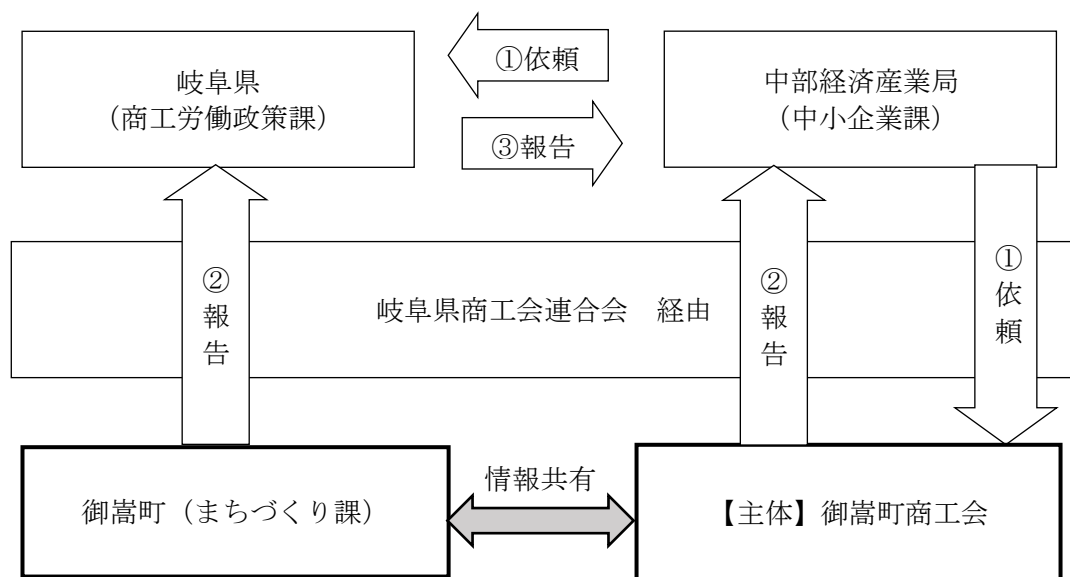
団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
御嵩町	まちづくり課長	地域プロモーション係長
御嵩町商工会	事務局長	法定経営指導員

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

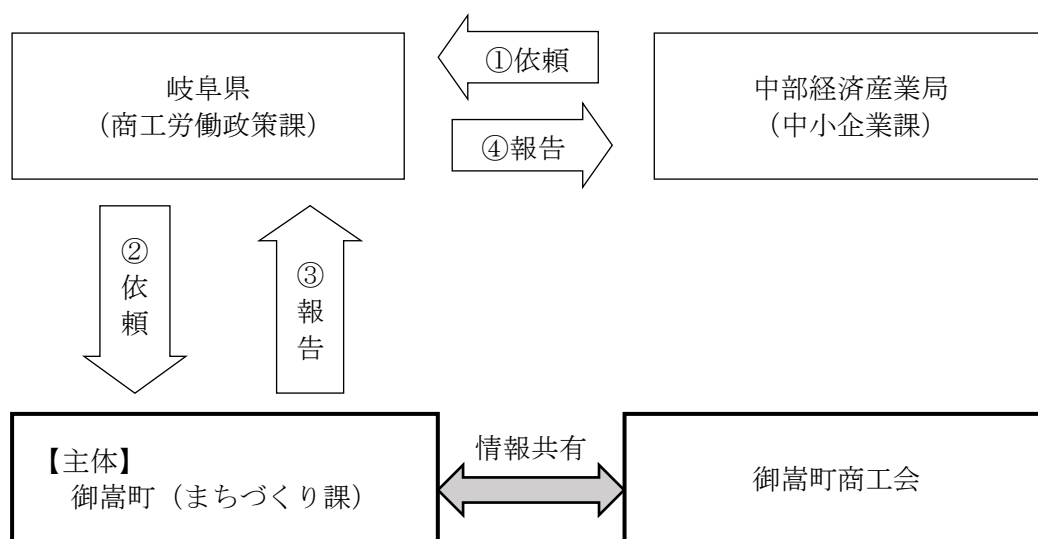
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・御嵩町地域防災計画 様式集の「商工業関係被害状況等報告書（様式28号）」に定める事項、区分に従って調査し、御嵩町商工会又は御嵩町より報告する。

＜被害情報の流れ＞

（初動対応）



(被害実態の把握)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について御嵩町と相談する（国や県より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

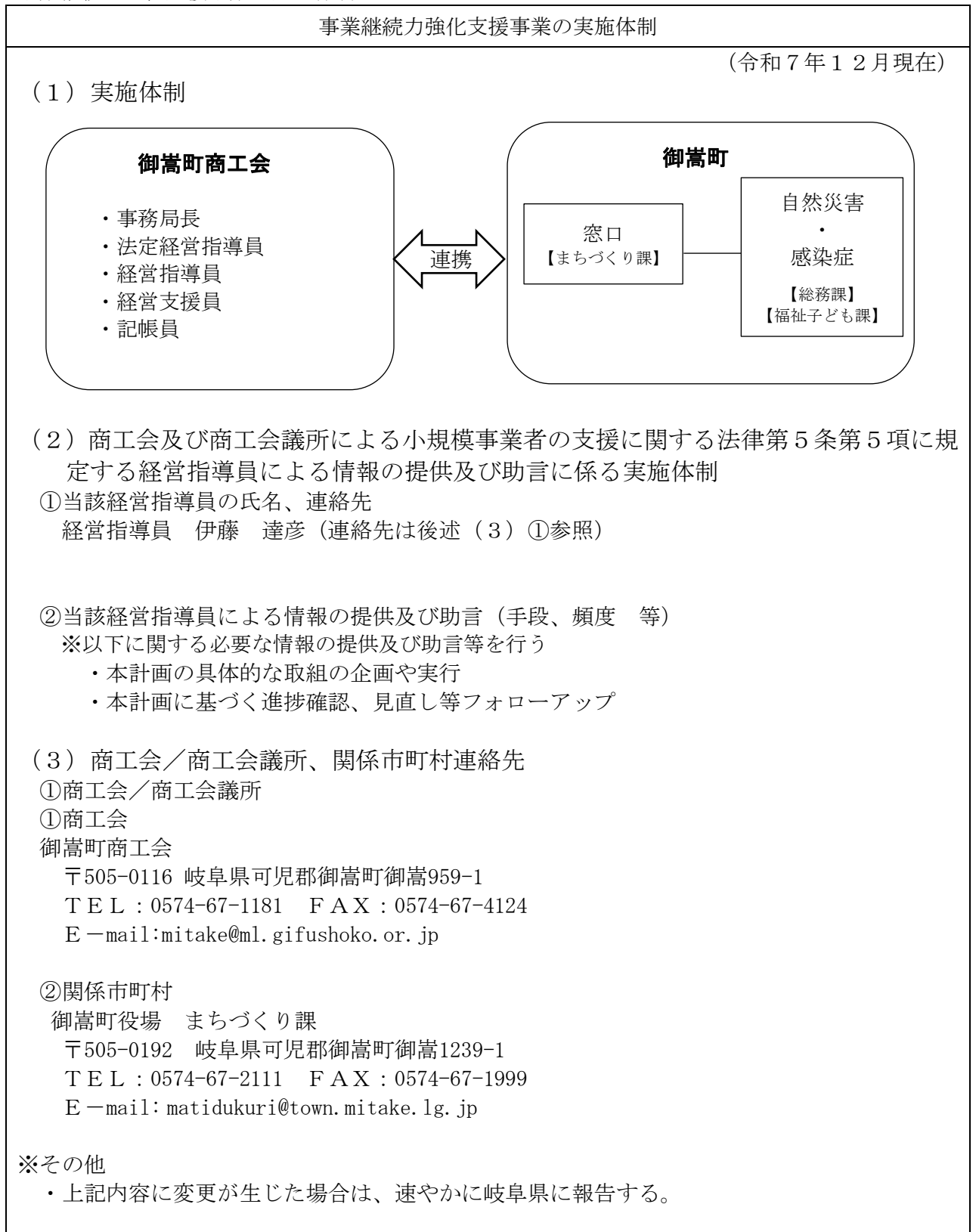
- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	30	100	100	100	100
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
2. 個社支援・専門家派遣費 専門家謝金、旅費	0	60	60	60	60
3. 関係団体等との協議への 出席旅費	0	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等